

(目的)

第1条 この会員規程は、NPO 法人松江音楽協会（以下「法人」という）の定款第6条に定める会員が、当法人の運営及び諸事業に対し有する権利及び責務について定める。

(会員の種別、分類及び会費)

第2条 当法人の会員種別は、定款第6条に定める通りとし、次の通り分類する。

	会員種別	分類	総会議決権	入会金	年会費
(1)	正会員	-	有	1,000 円	個人 2,000 円 団体 3,000 円
(2)	賛助会員	協賛会員	無	無料	協賛金として、 個人 一口 1,000 円 一口以上 団体 一口 10,000 円 一口以上
(3)		ボランティア会員	無	1,000 円	無料

(会員の義務)

第3条 当法人の会員は、定款第8条の規定により、第2条に定める会費を納入しなければならない。

(入会申込)

第4条 入会を申し込むときは、所定の入会申込書に必要事項を記入し署名したものを、当法人に郵送又は直接提出するとともに、第2条に定める会費を法人の指定する口座に振り込むか又は事務局に直接支払うものとする。入会申込書とともに入金を確認できたときに入会が成立するものとする。

(会費の納入)

第5条 正会員は、毎年当該年度の会費を、毎年通常総会開催日までに納入するものとする。ただし、年度の中途に新たに入会を申し込んだときは、速やかに納入するものとする。

2 賛助会員は、当該年度の会費を、新たに入会を申し込んだとき、又は会員の継続を申し込んだときに、速やかに納入するものとする。

3 既納の入会金、会費は返還しない。

(役割)

第6条 正会員は、次に掲げる役割の遵守につとめなければならない。

(1) 総会への出席

(2) 事業活動への参加

2 賛助会員の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 協賛会員 協賛金等の提供により法人の組織運営や事業活動を支援する。

(2) ボランティア会員 ボランティアスタッフとして各種事業活動に参加し協力する。

(特典)

第7条 会員は、法人が発行するイベント案内や事業資料等の優先的配付を受けることができる。

2 正会員は、法人の運営に参画することができる。

3 賛助会員は、法人の主催する事業の各種サービスを受けることができる。

(会員の資格喪失)

第8条 会員は、定款第9条の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(退会)

## NPO法人松江音楽協会 会員規程

第9条 会員は、定款第10条の定めるところに従い、退会することができる。

(除名)

第10条 会員は、定款第11条の定めるところに従い、除名を受けることがある。

(規程の変更)

第11条 この規程は、総会の議決によって変更することができる。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、会員に関する事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

- 1 この規程は、平成25年8月22日から施行する。
- 2 この規程は、平成26年11月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、平成28年3月17日から改正施行する。
- 4 この規程は、平成30年2月24日から改正施行する。
- 5 この規程は、令和4年3月14日から改正施行する。